

指定介護予防訪問リハビリテーション
社会福祉法人 青祥会
訪問リハビリテーション 坂田メディケアセンター 運営規程

(事業者の名称等)

第 1 条 名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 訪問リハビリテーション 坂田メディケアセンター
- 2) 所在地 滋賀県米原市野一色 1 1 3 6

(事業の目的)

第 2 条 社会福祉法人青祥会が運営する 訪問リハビリテーション 坂田メディケアセンター（以下「事業者」という）において実施する指定介護予防訪問リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定介護予防訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態と認定された利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定介護予防訪問リハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第 3 条 利用者の意思および人格を尊重し、「和顔愛語」の心を基本理念として、常に利用者の立場に立って指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に努める。
- 2 利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握を踏まえた介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活が営めるよう努める。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業を運営するに当たり、地域や家庭との結びつきを重視し、市町、他の介護予防サービス事業者その他保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 4 事業者は、自ら提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ることにより、サービスの質の向上に取り組む。
 - 5 専門的知識の向上を図るため研修を行い、従業者の質の向上と人材育成に努める。

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第 4 条 従業者の職種、配置人員および職務内容は、次のとおりとする。

職 種	定 数
管 理 者	1
医 師	1 以上
理学療法士、作業療法士	1 以上

※配置人員については、指定訪問リハビリテーションを含む。

- 1) 管理者
 - ・事業所従業者の管理および指定介護予防訪問リハビリテーションの実施状況の把握監督にあたる。
 - ・事業運営管理全般における指揮命令にあたる。
- 2) 医師
 - ・利用者の心身機能の維持回復のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理

学療法士、作業療法士に指示をする。

- ・利用者の健康管理および保健衛生の指導を行う。

3) 理学療法士・作業療法士

- ・医師の指示および介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(勤務体制の確保等)

第 5 条 事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供できるよう理学療法士・作業療法士（以下、「理学療法士等」という。）の勤務の体制を整備する。

- 2 事業者は、理学療法士等によって指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する。
- 3 事業者は、理学療法士等の資質の向上のために、研修の機会を確保する。
- 4 事業者は、適切な指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、理学療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するとともに必要な措置を講じる。

(内容および利用手続きの説明および同意)

第 6 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族等に対し、重要事項説明書等を交付し、サービス内容等について説明を行い利用申込者の同意を得たうえで契約の締結を行う。

(サービス提供拒否の禁止)

第 7 条 事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 8 条 事業者は、利用申込者の病状、通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な介護予防訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者の介護予防支援事業所へ連絡を行い、適当な他の介護予防訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を講じる。

(受給資格等の確認)

第 9 条 事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無および有効期間を確認する。

- 2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見を配慮して、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するよう努める。

(要支援認定の申請に係る援助)

第 10 条 事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前には行われるよう、必要な援助を行う。

(身分を証する書類の携行)

第 11 条 理学療法士等は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から求められた時は、いつでも身分証を提示する。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第 12 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業のサービスは、以下のとおりとする。

- 1) 医師および理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し、内容については、利用者およびその家族に説明し、同意を得た上で交付する。なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 2) 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態およびその置かれている環境を踏まえて適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って実施する。
- 3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに介護予防訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努める。
- 4) リハビリテーション会議（医師、理学療法士等、介護支援専門員、介護予防サービスの担当者、その他の関係者ならびに利用者およびその家族により構成される会議をいう。）の開催により、利用者の病状等に関する情報をリハビリテーションに関する専門的な見地から、関係者ならびに利用者およびその家族が共有できるように努める。
- 5) リハビリテーション会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。その場合において、利用者またはその家族が参加するときは、当該利用者またはその家族の同意を得る。
- 6) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的および具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、その他療養上必要な事項について、利用者およびその家族に理解しやすいよう指導または説明を行う。
- 7) 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合は、訪問日、実施したリハビリテーション内容等を記録する。

(利用料その他の費用)

第 13 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用により支払うべき利用料およびその他の費用は以下のとおりとする。

- 1) 基本料金および加算料金については、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の通りとし、利用料の額は当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。また、その他の費用については「運営規程別紙」に定める。
- 2) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日および営業時間)

第 14 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの営業日および営業時間は、次のとおり。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝日、12月30日から1月3日を除く）
※ただし、営業日以外の日についても、必要に応じ営業する場合がある。
- 2) 営業時間 8時45分から17時30分までとする。
- 3) サービス提供時間 9時00分から17時15分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第 15 条 指定介護予防訪問リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、米原市（ただし山東小学校区、大原小学校区、河南小学校区、柏原小学校区に限る。）、長浜市（ただし南郷里小学校区、長浜南小学校区に限る。）とする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業者は、感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための計画および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続に必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練（シミュレーション）を定期的に実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時は変更を行う。

(非常災害対策)

第 17 条 事業者は非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(衛生管理等)

第 18 条 事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態についても必要な管理を行う。

2 事業者は、事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業者は、感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

4 事業者は、感染症の予防およびまん延の防止ための指針を整備するとともに、従業者に対して研修ならびに訓練（シミュレーション）を定期的に実施する。

(身体的拘束等の適正化)

第 19 条 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業者が利用者に対し、身体的拘束等により行動を制限する場合は、事前に利用者や申請者に対し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」をもって利用者に対する行動制限の理由、目的、内容、拘束の時間、時間帯、見込まれる期間等について説明し、その書類に確認の署名、捺印をもらい交付する。また、その後の経過観察に基づいて身体的拘束廃止に取り組む。

(重要事項の提示)

第 20 条 事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 21 条 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、これは、退職後も同様とする。

2 事業者は、従業者が正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすこと

がないよう、法人が定める就業規則にその旨明記する等、必要な措置を講じる。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得る。

(個人情報の保護)

第 22 条 個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために、体制を確立し、個人情報保護に関する法令、その他の関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を行う。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 23 条 事業者は、居宅介護支援事業者に対し、要支援被保険者に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(緊急時の対応)

第 24 条 事業所の従業者等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族等に連絡するとともに、主治医または医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(人権の擁護、虐待の防止等)

第 25 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止をするための指針の整備や委員会を設置するとともに、定期的な研修を行うなどの必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに対策を講じるとともに、関係市町への報告を行う。
- 3 前2項に掲げる措置等を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情処理)

第 26 条 事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者およびその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し必要な措置を講じるとともに、その内容を記録する。また、必要に応じて苦情の内容・改善の内容等について関係市町に報告する。

- 2 利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため青祥会運営適正化委員会を設置する。
- 3 事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町および国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 27 条 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供による事故の発生を予防するために、事故予防対策委員会を設け、定期的に研修を行うなどの必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族等へ連絡を行い必要な処置をするとともに記録し、その事故の原因を究明し、再発を

防ぐ為の対策を講じる。詳細については、事故予防対策委員会規程ならびに事故防止対策マニュアルに明記する。また、必要に応じて事故内容・措置等について関係市町、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に報告する。

- 3 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(市町への通知等)

第 28 条 事業者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、市町（保険者）への通知または指定介護予防訪問リハビリテーション提供の中止等の措置を行う。

- 1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき
- 2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- 3) 事業所の秩序を乱す行為をしたとき
- 4) 故意にこの規程等に違反したとき

(会計区分)

第 29 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録整備)

第 30 条 事業者は、従業者、事業所および構造設備ならびに会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(連帯保証人)

第 31 条 事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり連帯保証人を求める。連帯保証人は、利用者・申請者と連帯して極度額 50 万円の範囲内で債務を保証する。

(法令との関係)

第 32 条 この規程に定めのない事項については、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例」、その他関連諸法令の定めるところによる。

(付 則)

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

令和 5 年 7 月 1 日一部改定

令和 6 年 6 月 1 日一部改定

令和 7 年 4 月 1 日一部改定

運営規程別紙

1.その他の費用（介護保険対象外）

①	文書料	施設利用中に証明書・診断書等の文書が必要となった場合の費用		
	領収証明手数料		1通	440円 ※
	訪問証明書		1通	1,100円 ※
	上記以外証明書		1通	1,100円 ※
	健康診断書		1通	3,300円 ※
	情報提供書		1通	3,300円 ※
	生命保険診断書		1通	8,800円 ※
	後遺症障害診断書		1通	8,800円 ※
	傷害診断書		1通	8,800円 ※
	上記以外診断書		1通	5,500円 ※
	原本証明付書類		1通	原本の1/2
	複写物（コピー）		1枚	10円 ※
	事業実施地域外のサービス提供	事業実施地域の境界線から	1km	120円 ※
②	その他の料金	利用者からの負担が適当であると認められるもの		実費

※（税込）の表示のないものは、消費税は非課税です。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合は、事前に変更の内容について、説明します。

2.キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要

利用の1時間前までにキャンセルの連絡をいただいた場合	無 料
利用の1時間前までにキャンセルの連絡をいただかなかった場合	1回あたりの基本料金の10%

※ 利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではない